

## 次期森林づくり県民税の概要

名 称	長野県森林づくり県民税（森林税）
目 的	<p>森林は、土砂災害や洪水を防止し、水や空気を育み、地球温暖化防止に貢献するなど多面的な機能を有する「緑の社会資本」であり、すべての県民がその恩恵を享受しています。</p> <p>しかし、適切な手入れが行われずに森林が荒廃し、県民の安全・安心な生活環境への影響が懸念される等の状況を踏まえ、平成 20 年度から森林税が導入され、これまでに手入れの遅れている里山での間伐の推進を中心とした森林づくりを集中的に進め、着実にその成果を挙げてまいりました。</p> <p>その一方で、手入れの遅れた里山における間伐の継続的な推進、間伐材等の森林資源の利活用による継続的な森林づくりの推進、水源林の保全対策等の課題への対応が求められているところです。</p> <p>これらの森林・林業に関連する喫緊の課題に対応することは、「森林を活かし 森林に生かされる 私たちの豊かな暮らし」という長野県の目指す森林づくりの方向性に合致するものであり、相互に連携して取り組むことで最大限の効果を発揮できるものと考えます。</p> <p>このため、引き続き広く県民の皆様のご理解とご協力を得ながら、森林の多面的機能を持続的に発揮させるための施策を実施し、森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、平成 25 年度以降も森林税を継続し、森林の恩恵を受けている県民全体で森林づくりを支えてまいります。</p>
基本方針	<p>県民生活を土砂災害等から守り、水源林を保全するために里山の森林整備等を推進します</p> <p>あたりまえに木のある暮らしを創造するために間伐材の利活用を促進し、継続的な森林づくりの仕組みを構築します</p>
使 途 見直しの 重点項目	<p><u>1 間伐による水源涵養、土砂災害防止等の機能の高度発揮（継続・見直し）</u></p> <p>引き続き県独自の施策として里山の間伐を実施し、水源の涵（かん）養、土砂災害の防止といった機能の高度発揮が求められる森林など、緊急に手入れが必要な里山 15,000ha の整備を目標に間伐を実施します。</p> <p><u>2 間伐材の利活用等による継続的な森林づくりの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐材の利活用の促進（継続・拡充）</li> <li>・間伐材の搬出の促進（新規）</li> </ul> <p>里山の間伐、間伐材の搬出と利活用の促進、森林の管理から木材の出荷・利活用にわたり総合的に指揮することのできる人材の育成等を一体的に進め、県内各地の特色を活かした間伐材等の森林資源の利活用による森林づくりのモデルを構築し、継続的な森林づくりを推進します。</p> <p><u>3 水源林の保全対策（新規）</u></p> <p>従来からの森林整備による水源涵養に加え、県民共通の財産である水源林の保全対策として、市町村が公的管理をするために水源林の取得をする際の経費等を新たに支援します。</p> <p><u>4 森林づくり推進支援金の使途の限定（継続・見直し）</u></p> <p>県の説明責任を果たす意味から、森林・林業施策との関連性がより明確となるよう事業メニューを見直します。</p>

<b>使 途 (案)</b>	<p><u>1 求められる機能に応じた里山等の森林づくりの推進</u>  森林整備を進めることが困難な小規模・分散的な里山の個人有林等で、水源の涵養や土砂災害の防止等、緊急に多面的機能の高度発揮が求められる森林の間伐を引き続き実施するとともに、水源林の保全対策を推進します。  また、市町村が実施する地域の実情に応じたきめ細かな森林づくりの取組を引き続き支援します。</p> <p><u>2 間伐材の利活用等による継続的な森林づくりの推進</u>  里山の間伐の推進に加え、間伐材の利活用の促進とそのための間伐材の搬出、森林管理から木材出荷・利用までを総合的に指揮できる人材の育成等に一体的に取り組み、各地域の特色を活かした継続的な森林づくりのモデルを構築します。</p> <p><u>3 里山と人との絆づくりを進める取組の促進</u>  県民・企業等の森林づくりへの参加や木材利用を促進する取組、里山の様々な森林資源を利活用する地域の主体的な取組、森林税活用事業の検証や広報・普及啓発を進め、里山と人との絆を再構築する取組を促進します。</p>																		
<b>課税方式</b>	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過（上乘せ）課税方式																		
<b>納税義務者</b>	<p>（個人）県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人 約 107 万人  （法人）県内に事務所等を有する法人 約 4 万 7 千法人</p> <p>個人の納税義務者は県民全員ではなく、県民税均等割を納めている方（県民の約半数）が対象であり、次のア、イ、ウのいずれかに該当し非課税となる方や、税法上の控除対象配偶者・扶養親族になっている方で次のウに該当する方には課税されません。</p> <p>ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方  イ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方  ウ 前年の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の方</p>																		
<b>超過税額</b>	<p>（個人）年額：500 円 （法人）年額：現行の均等割額の 5%相当額</p> <table border="1" data-bbox="400 1323 1406 1570"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>法人の超過税額(5%)</th> <th>法人の現行の均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 千万円以下</td> <td>1,000 円</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超～1 億円以下</td> <td>2,500 円</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超～10 億円以下</td> <td>6,500 円</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超～50 億円以下</td> <td>27,000 円</td> <td>540,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 億円超</td> <td>40,000 円</td> <td>800,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人の超過税額(5%)	法人の現行の均等割額	1 千万円以下	1,000 円	20,000 円	1 千万円超～1 億円以下	2,500 円	50,000 円	1 億円超～10 億円以下	6,500 円	130,000 円	10 億円超～50 億円以下	27,000 円	540,000 円	50 億円超	40,000 円	800,000 円
資本金等の額	法人の超過税額(5%)	法人の現行の均等割額																	
1 千万円以下	1,000 円	20,000 円																	
1 千万円超～1 億円以下	2,500 円	50,000 円																	
1 億円超～10 億円以下	6,500 円	130,000 円																	
10 億円超～50 億円以下	27,000 円	540,000 円																	
50 億円超	40,000 円	800,000 円																	
<b>税収規模</b>	<table border="1" data-bbox="400 1626 1099 1709"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人</th> <th>法人</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年額</td> <td>約 5.2 億円</td> <td>約 1.3 億円</td> <td>約 6.5 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 23 年度の森林税収入実績を基準に試算。</p>	区分	個人	法人	計	年額	約 5.2 億円	約 1.3 億円	約 6.5 億円										
区分	個人	法人	計																
年額	約 5.2 億円	約 1.3 億円	約 6.5 億円																
<b>実施期間</b>	<p>平成 25 年 4 月 1 日から 5 年間 5 年間の延長  （個人）平成 25 年度分から平成 29 年度分まで  （法人）平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分</p>																		
<b>管理方法等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使途を明確にするため、『長野県森林づくり県民税基金』を設置して税収を管理し、事業の内容等について公表するとともに、事業実施後の成果の検証等を行うため、県民の代表等による第三者機関を設置します。</li> <li>・ 法人・個人を問わず、広く県内外から寄附を受け入れます。</li> </ul>																		